

## 〈〈 相談支援従事者研修 よくある質問 〉〉

**Q1. サービス管理責任者になるための「相談支援従事者初任者研修（サビ管向け）」の受講は修了しています。今回、相談支援専門員になるための初任者研修において講義は免除されますか？**

A. 免除にはなりません。相談支援専門員初任者研修は、講義と演習をセットで受けることで一連の研修として成立するよう構成されております。

**Q2. 実務経験期間の中に非常勤の期間があります。どのように算定されますか？**

A. 実務経験期間は、常勤、非常勤を問わず、通算で「〇年以上」かつ「勤務日数が〇年×180日以上」の両方を満たすこととされており、例えば、2年以上の実務経験は、2年以上かつ360日（2年×180日）以上を満たすこととなりますが、以下のとおり180日以上勤務していない年があっても、1年としてカウントできます。

また、1日の勤務時間はフルタイムである必要はなく、パートタイムでも1日としてカウントできます。

【現任研修受講要件である2年間以上の実務経験として認められる例①】

2021年：初任者研修修了

2021年：100日間相談支援専門員として勤務

2022年：260日間相談支援専門員として勤務

2023年：勤務実績なし

※ 2021年と2022年の2年に渡る実務経験があり、かつ勤務日数が360日以上を満たしている。

【現任研修受講要件である2年間以上の実務経験として認められる例②】

2021年：初任者研修修了

2021年：100日間相談支援

2022年：100日間相談支援

2023年：160日間相談支援

※ 2021年と2022年の2年に渡る実務経験はあるが、勤務日数が200日しかなく、必要な実務経験が満たされていない。2023年の実務経験も含めると2年以上かつ360日以上を満たすことになる。

**Q3. 初任者研修を修了してから、更新期限までの間に相談支援専門員としての実務経験がありません。更新できますか？**

A. 更新するための現任研修受講要件として、2年以上の実務経験を必要としています。この場合、現任研修を受講できず、資格が失効してしまうため、改めて初任者研修を受講していただく必要があります。

**Q4. 初任者研修を修了した後、期間内に現任研修を受けそびれてしまいました。次の年度に現任研修を受けることで更新できますか？**

A. 5年の有効期間内に現任研修を受けなかった場合は、資格は失効してしまうため、更新はできません。改めて初任者研修を受講することになります。

期間については、「2 相談支援専門員になるためには」の項目の「相談支援専門員資格の更新の考え方」をご参照ください。